

令和4年12月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月5日	12月16日	<p>工事により発生した側溝蓋のガタツキ</p> <p>令和4年夏ごろから私が居住する〇〇地区でも下水道工事が進められ、秋に工事が完成しました。ようやく下水道に接続可能な状況になりました。深く感謝いたします。</p> <p>ただ、一つ問題が残りました。それは下水道工事後に復旧設置された市道の側溝蓋のガタツキによる騒音です。今回の工事で、側溝にコンクリート製の蓋が設置されたのですが、ガタツキがあり、自動車、自転車、時には歩行者が踏むだけでもカンカン、ガタガタと音がするようになります。ガタツキ箇所は何か所も連続しているため、自動車が側溝を踏んで走ると、まるで雷鳴のような音が発生する状態です。</p> <p>今、この時間にも、何台も車が通過し、その度大きな音を鳴らしています。本件箇所は、狭い幅員の生活道路でありながら、周辺にアパート等が多いため、自動車交通量も多い状況です。自動車や自転車が通過するたびにガタツキ音が深夜や早朝関係なく聞こえます。私を含め、沿線の住民は非常に困惑しており、自治会の方や周辺住民が、ガタツキ側溝蓋の隙間にクサビ打ちや、砂を詰めるなどしていますが、あまり効果がありません。</p> <p>また、現場を見てもらうとわかりますが、ガタツキの影響でしょう、すでに側溝や溝蓋の一部が欠けるなどしており、施工後まだ数か月とは思えない状況だと思います。</p> <p>ここに至る経緯ですが、今年の夏ごろから本格的に始まった下水道工事は、最初に道路下に下水管渠を設置するため側溝が取り壊されました。工事前の元の側溝には、コンクリート蓋板はなく、コンクリートスラブと約5m間隔に設置されていた鋳鉄製や鋼製のグレーチングだけでした。(グーグルで当時の状態が確認可能です。)このため、下水道工事が始まる前は、ガタツキによる騒音はありませんでした。</p> <p>工事が進み、復旧された側溝は、コンクリート蓋が連続して設置されたものとなりました。また、側溝位置も、元は官民境寄りにあったものが、復旧後は少し道路中心に寄っている印象で、従前よりも自動車のタイヤが乗りやすい位置になりました。</p> <p>工事の期間中、側溝に蓋板が設置された頃から、既にガタツキが発生しておりましたので、施工業者さんには何度かお願いして、騒音が軽減できるような措置をしていただいた(蓋のかけ直しや蓋掛り部に緩衝用に樹脂ロープを挟む等)のですが、効果は一時的でしばらくすると再びガタツキで、工事完了後も騒音が発生するようになりました。</p> <p>工事説明会もコロナの影響で開催できず、書類の配布のみでした。また、側溝の復旧に関しては具体的な記載がありませんでした。側溝復旧方法に関する情報は、周辺住民には十分知らされていない状況であったかと思えます。結果論ですが、もし、その時にコンクリート溝蓋であることが分かっていたら、位置や工種変更を求めていたかもしれません。</p> <p>下水道整備は非常にありがたいのですが、その結果、今までなかった騒音が、今回の工事により発生するようになったことは、なかなか納得できるものではありません。</p> <p>この件については、施工した業者の方とも話をしているところですが、沼津市が工事発注者であり、市道や側溝の管理者です。したがって沼津市にも問題の当事者として対応を求めるときと考え、今回のメールとなりました。</p> <p>騒音問題を抱えたままでの年越しはしたくありません。まずは応急でも構わないので、早急に騒音が出ないような措置をされるよう要請します。</p> <p>また、今後ですが、側溝に関しては原型復旧に近い状態、すなわちガタツキやすいコンクリート蓋板ではなく、元の側溝のようなコンクリートスラブや鋼製グレーチングに直していただきたい。ぜひ、御検討願いたいと思います。</p>	<p>日頃より本市の下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。この度は下水道工事により復旧した道路側溝蓋のガタツキによる騒音でご迷惑をお掛けして、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>本下水道工事につきましては、側溝復旧工事後に道路を即日開放できるよう、また、側溝清掃が容易に行えるように側溝蓋による復旧としましたが、周辺住民の皆様への周知やこの度のご指摘をいただいた後の対応につきましては、不十分であったものと考えております。</p> <p>本件につきましては、側溝蓋の騒音を防止する措置として、専用の特殊な接着剤を側溝の蓋掛り部に塗布し、集水溝蓋を除く側溝蓋を固定する対応を年内に実施いたします。</p> <p>今後につきましては、周辺住民の皆様へ十分に配慮するとともに迅速な対応に努めてまいりますので、下水道工事にご理解いただきますようお願いいたします。</p>	下水道整備課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月7日	12月21日	<p>市議会傍聴での事について</p> <p>去る12月6日市議会を傍聴しました。 11時20分頃、議長が「ただ今から休憩します。」との発言。 議員の質問時間は6分32秒残されています。中途半端にトイレ休憩でもするのかな？と思いました。すると、議員も市長他の人達も退席していきます。 傍聴席の人達は何の休憩なのか分かりません。 受け付けの方に「今は何の休憩なのか。トイレ休憩か昼食休憩かは分かりませんか、」ときくと「昼食休憩です。」との事でした。 これでは、傍聴している方はとまどいです。 午後の再開時間も明らかにせず休憩とはおそれいます。 市民をもう少し大切にすべきではないでしょうか。 私が今まで勤めていた組織ではかならず再開する時間を明らかにしてから休憩に入ります。 この様な議会の進め方は慣例であれば正すべきです。 傍聴者は市民です。ひらかれた市議会になる様改善を求めます。市長は議会の中で市民大切にしたいと発言しました。 議員に聞くと、 13時頃事務局が控え室に議員が在室しているかどうか確認に来る。 13時5分頃事務局が午後は13時15分から再開すると伝える。 この時代、アナログの世界の議事をすみやかに改善をはかるべきです。 そして、市民である傍聴者をもっと大切に、開かれた市議会にすべきだと思います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、議会運営に関するものであるため、市議会より回答させていただきます。</p> <p>この度は市議会本会議を傍聴いただきありがとうございます。 いただいたご意見につきまして、12月6日の本会議は11時20分頃から休憩となりましたが、昼食を含んだ休憩であることのご案内が傍聴の方に十分に行き届かず、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>本会議の進行状況に関する傍聴者への案内につきましては、可能な限り詳しい状況案内に努めてまいりましたが、今回の状況を十分にお伝えできなかったことを改めてお詫び申し上げます。</p> <p>今後におきましては、市民の視点に立ち、より丁寧でわかりやすい議会運営となるよう市議会として努めてまいります。</p>	議会事務局
12月8日	12月15日	<p>沼津市の海岸のゴミについて</p> <p>市外在住のものですが、近隣のため沼津の海岸に時々訪れます。毎回海岸のプラスチックゴミの多さに愕然とし、海に面していない自治体で負担を分担するのはおかしいことではないかと思いつつも拾って持ち帰って廃棄しています。が、来訪者が拾おうと思ってもゴミを持ち帰るのはなかなかハードルが高くなると思うのです。 海岸に分別して集められるコンテナのようなものを設置していただければ、散歩中の人や観光客でも拾って入れてくれる人は結構居るのではないかと思いますがいかがでしょうか？ 集まった廃棄物の管理が大変だとは思いますが、ほとんどがプラスチックと金属で、拾ってくれる人はきちんと分別すると思います。悪戯や家庭ごみを入れるのを防ぐ、金属の持ち去りを防ぐなど、対策はいろいろ必要になるのかもしれないですが、ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>海岸に打ち上げられるプラスチック等のゴミなどの漂着物につきましては、地球温暖化の進展に伴い頻発・激甚化する台風等の自然災害はもとより、狩野川などの上流部での降雨や潮流の関係で、本市の海岸に多くの量が漂着し、その対応に苦慮しているところです。 ご提案いただいたゴミ箱の設置につきましては、ゴミ箱を設置することにより、地域住民や来訪者等がゴミを拾いやすい環境が整備されるため、良好な海岸環境の保全に向けた清掃活動を促進する効果が期待される一方、一部の心無い人により生活ごみなどが持ち込まれることが懸念されることから、ゴミ箱を設置しないこととしております。 海岸に漂着するゴミの清掃につきましては、千本浜海岸や牛臥海岸等において、市が清掃業務を発注し、年間を通じた海岸清掃を実施しております。また、SDGsへの関心の高まりを背景とした民間ボランティアによる海岸清掃や、自治会・民間ボランティアと市の協働による海岸清掃など、市民や民間と連携・協調した取り組みも行っているところです。 今後も美しい海岸の維持に向け、官民一体となって取り組み、海岸環境の保全に努めてまいります。</p>	水産海浜課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
12月12日	12月26日	<p>片浜市民窓口事務所 全2件 沼津市役所片浜出張所でマイナンバーカードと保険証金融機関との紐付けについて質問したら、何を聞いても「だからー市役所二階の機械で手続きして下さい」の一点張り。機械の使い方を教えてくれるのですか？と聞いても、だからー市役所二階で聞いて下さい」と、不親切です。結局市役所の二階に行ったら不備があり出直しになりました。前日近所の高齢者が行った時も低姿勢で聞いたのに不親切で腹が立ったので、もう行かないと言っていました。出張所といっても市役所関係ですし、いつも暇そうにしているの、少しは勉強してもらいたいと思います。</p>	<p>この度は、片浜市民窓口事務所の職員の対応におきまして、不愉快な思いをさせてしまったことに對し、深くお詫び申し上げます。 ご意見をいただき窓口事務所に確認したところ、他課の業務などの問い合わせがあった場合には、行き違い等を防止するため、原則ご本人様から担当課へのお問い合わせをお願いしているとのことでした。 しかしながら、そのような場合であっても、お客様に誤解を与えることのないよう、お気持ちに寄り添った親切的な対応、丁寧な説明を行うよう、改めて確認いたしました。 今後も皆様に気持ちよくご利用いただける窓口となるよう改善に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。</p>	市民課
12月12日	12月20日	<p>生ごみ処理機助成金制度について 生ごみ処理機助成金制度を導入して欲しいです。 せつかくゴミの分別を頑張ってる市なので、分別だけでなくゴミの量を減らすことのできる、生ごみ処理機の購入を助成する制度があれば市の全体のゴミの量も減らすことができると思います。 近隣の市町村では制度を導入しているところも多いので是非沼津市でも導入を検討して欲しいです。</p>	<p>本市では、家庭用生ごみ処理機の購入助成金制度としまして、堆肥容器につきましては平成3年度から、機械式処理容器につきましては平成10年度から行っておりました。当時は、市民の皆様の関心も高く、1年間で1,000件を超える申請があり、本制度がごみ減量化意識の普及、啓発における役割を果たしておりましたが、その後年々申請数が減少したことにより、本制度による減量効果及び啓発効果が見込めなくなったことなどから平成25年度をもちまして制度を廃止いたしました。 現在では、生ごみの減量化策としまして「ダンボールコンポストによる生ごみの堆肥化」を推進し、出前講座などを開催して実践へのご案内をしております他、生ごみの水切りや食品ロス削減の啓発に軸足を置き、環境負荷の低減を図りつつ取り組んでいける事業展開に移行しております。</p>	クリーンセンター管理課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月15日	12月28日	<p>ホッカイロ回収</p> <p>SDGSが騒がれる昨今、エコ活動の一環としてホッカイロの回収を沼津市で行ってはいかがでしょうか。</p> <p>私は沼津市で教員をやっている者ですが、学校では生徒が毎日ホッカイロを使用しています。これらが全てゴミになることは、環境に悪い影響及ぼすのではないかと懸念します。</p> <p>個人で回収方法を検索したところ、静岡県ではそのような取り組みをしていないことが分かりました。そこで、美しい海を持つ沼津市が筆頭となって始めたら県や皆様の意識が変わるかもしれないと考えました。</p> <p>私としても環境意識を子どもたちにも持たせたく、地域でこのような活動をしてほしいです。</p>	<p>本市では、使い捨てカイロは「燃やすごみ」として清掃プラントで焼却処理しています。使い捨てカイロの主な成分は鉄粉や活性炭などであり、鉄粉は焼却処理を促進する酸化反応に効果的なものとして、また、活性炭は焼却処理を行うことで発生するダイオキシン類などの有害な化学物質や悪臭等を吸着・除去し、大気を清浄に保つことに役立つものです。</p> <p>本市清掃プラントでは焼却処理を行う上で燃料や助燃剤はもちろん、環境保全対策として十分な効果を発揮する活性炭の使用は欠かせません。使い捨てカイロ自体、焼却することで有害ガスなどを発生する恐れがないものと認識した上で、環境的にも経済的にも「焼却処理に一役買うことのできる有効的な廃棄物」として上手に活用していきたいと考えています。</p> <p>なお、燃え残った鉄粉は焼却灰となりますが、本市では、焼却灰を埋め立て処分することなく、リサイクル推進を図るため、資源化処理を業者をお願いすることで道路の路盤材等として生まれ変わって活用されておりますことを申し添えます。</p> <p>現状におきましては、使い捨てカイロの回収は考えておりませんが、上記について清掃プラントに施設見学に訪れる子どもたちなどに紹介し、環境意識を高める機会としてまいります。</p>	クリーンセンター管理課
12月19日	1月20日	<p>職員の休暇不正取得(=報酬不正取得)について</p> <p>先日、令和5年度会計年度任用職員の募集があったので応募してみようと思い、知り合いの沼津市の職員さんに評判を伺ってみました。</p> <p>そうしたところ、職員さんは新型コロナワクチン接種をする日と副反応のあった期間は職員の申し出と申請書の提出により、出勤扱いになるそうで、証拠いらないからワクチン接種をした事実が無くても出勤扱いで休めるよー、と聞きました。</p> <p>今年度すでに3回ワクチン接種した(と休みを取得した)人もいるとか。</p> <p>実際はワクチン接種証明の添付など提出を求めないのでしょうか？</p> <p>もしこの話が本当なら、賃金報酬の不正取得とはなりませんか？一度抜き打ちでワクチン接種証明の確認されてはいかがでしょうか？</p> <p>ご検討お願い致します。</p>	<p>職員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いにつきましては、総務省の通知(令和3年5月27日付総行公第46号)に基づき、接種に要する時間及び接種に伴う副反応が発生した場合に関し、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することとしております。</p> <p>本市職員の新型コロナワクチン接種においては、感染症拡大防止の観点から、接種を希望する人が躊躇することなく速やかに接種できる職場環境整備が必要であるため、職務専念義務免除承認申請書への添付資料は不要としておりますが、所属長が必ず接種の事実を確認することとしております。</p> <p>今回のご指摘を受け、1月6日に所属長及び職員に対して、ワクチン接種に係る取扱い及び職務専念義務の免除について適切に対応するよう改めて周知するとともに、令和4年度にワクチン接種に係る職務専念義務免除の承認を受けた職員を対象に、所属長による接種証明確認の調査を1月中旬に実施しました。</p> <p>本調査の結果、職務専念義務免除の承認を受けた職員については、全員から接種証明を確認いたしました。</p> <p>今後は、市民の皆様に誤解を与えるような言動は厳に慎むよう職員に指導するとともに、引き続き職員の資質向上に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	人事課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
12月19日	1月10日	<p>公共施設での新型コロナウイルス感染予防対策 市民体育館のトレーニングルームはマスク着用が必須だが、守らない利用者が多数いる。以前からこの市民の声や施設の意見箱に投書したが、結局なにも変わっていない。 顎マスクや鼻だしマスクの方を退出させていただきたい。JRでは電車内で必ずアナウンスするが、体育館では何もしていない。それもそのはず、年配の男性職員は顎マスクで体育館内を歩きまわっている。このようなモラルの低い人が現在も市中で感染が続いている原因ではないでしょうか。 まずは、受付で利用者全員にマスクを正しく着用するよう注意する。館内放送でマスク着用を徹底させる。体育館内を巡回して注意するをやっていただきたい。 また、ルールを守らない人は退出させていただきたい。今の体育館職員は結局何も出来ないのでは、感染防止に意識のある他の部署の職員にやっていただきたい。 他にもサンダル履きでトレーニングルームを利用する人を何度もみた。これが他の利用者に対してもどれだけ危険なのかわかるはず。体育館内にはスポーツ指導員のような方はいないのですか。</p>	<p>日頃より市民体育館のトレーニングルームをご利用いただき、ありがとうございます。 また、感染防止対策につきまして、貴重なご意見をありがとうございます。 マスク着用につきましては、利用者の皆様に対し、受付窓口にてご協力をお願いしており、また、感染防止のための正しいマスクの着用方法については、掲示物や職員による巡回にて周知を図っているところですが、今後は館内放送による周知も行うようにいたします。 また、職員自らも正しいマスク着用にも努めるほか、感染防止対策の徹底を図ってまいります。 利用上の注意事項についても、ケガ防止などの安全管理のため、巡回の際に注意喚起をまいります。 館内には、市民の健康・体力づくりを担う専門職としての体育指導員が配置されておりますので、お気づきの点などがありましたら、ぜひお声掛けください。 今後も安心してご利用いただけるよう、国のガイドライン等に沿った運営を行ってまいります。 引き続き市民体育館をご利用いただけますと幸いです。</p>	ウィズスポーツ課
12月22日	2月1日	<p>新体育館 新体育館で気になることを列挙します。御多忙の折と察しますが御回答宜しくお願いします。 一、フェンシングの優遇について ホームページの資料、目を通させていただきました。利用料金、いいお値段です。立派な施設と推測します。お値段は仕方ないものかと思いますが一つ気になったのが多目的室はフェンシングで利用の場合は無料、これはおかしくないか。ただでさえフェンシングは色々優遇されていると聞く、何故利用料金まで免除なのか。使わせてもらうのに、せめて利用料金位は平等に負担させてほしい。公平性を欠く。不公平。 二、駐車場について 正直フェンシングはどうでも良いが、駐車場は大問題。先日の週末、文化センターで催しがあったらしく大渋滞が起きていた。文化センターの催しだけであの有り様なのに、体育館ができたらどうなるのか。文化センター大ホール1500席、小ホール500席、新体育館1022席、イベントが重なったらどうするのか？駐車場650台とありますが、全く足りないと思いませんか？文化センター駐車場(平面)とあります、呑気に平面にしてる場合ではない。この際立地駐車場にすべきだし、周りの土地を今からでも買収し、一台でも多く駐車場を整備すべき。あと有料も有り得ない。体育館利用者は免除申請すれば一時間無料とあるが、申請を一つしなければならぬのか。しかも体育館利用者は一時間では出てこないと思うが何故一時間だけ？想定が甘過ぎでは。利用者目線がない。 三、通称 立派な体育館になりそうですがコノハアリーナ、さわやかアリーナのような通称(愛称?)はないのですか？</p>	<p>総合体育館の利用料金につきましては、できるだけ多くの市民が利用しやすく、現市民体育館など従前の施設の利用料金と大きく変わらないよう極力低廉な利用料金としております。 そのうえで、多目的室をフェンシングで利用する場合につきましては、指定管理者からの提案により利用料を無料にすることとしておりましたが、協議の結果、公平性の観点から有料とすることといたしました。本件に関しては今後、関係団体等を通じて周知に努めてまいります。 駐車場の台数につきましては、公共交通網が発達し、周辺に民間運営による駐車場も数多くある立地特性を踏まえ、また、周辺道路網への影響や出庫に要する時間などを総合的に判断し、日常的に支障が生じないよう設定されたものとなります。 ご心配いただいている大規模イベントの際は、市民文化センターの管理者とも協働し、代替駐車場への誘導など対策を図ってまいります。 また、駐車場の減免につきましては、施設の立地や様々な利用が想定されること、周辺駐車場の価格相場などを踏まえ、受益者負担の公平性を確保するために設定したものととなり、その手続きは体育館の受付に備える減免機に駐車券を通していただくことを予定しております。 最後に愛称につきましては、現市民体育館が非常に多くの方に親しまれ、ご利用されてきたこと、また、総合体育館の敷地についても香陵グラウンドとして多くの方に親しまれてきたことなどを踏まえ開館記念式典で発表させていただきます。</p>	総合体育館整備室

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月23日	1月20日	<p>市営球場での遊び禁止について(中学生) 子供が第五中学校に通っている保護者です。 先日、「苦情が入ったので市営球場で遊ぶのは禁止」と担任の先生から話があった、と子供から聞きました。 苦情の内容について先生から特に説明はなかったとのことで、どういった経緯があり、なぜ禁止となったのか、生徒の意見は聞いたのか、話し合いを余地はなかったのか等、知りたく思っております。</p> <p>なお、第五小学校では、そのような話は出ていないのか禁止とは聞いておりません。 禁止になった理由はおそらく、駐車場で遊んではいけない、ボール遊び等が危ない・迷惑(車両や通行人に危険)といった理由で学校側に苦情が入ったのではないかと推測しています。 しかし、学校周辺には、中学生がのびのびと遊べる公園や広場がありません。校庭も部活動優先で自由に遊べる場ではありません。市営球場は市の公園としてカウントはされていますが、大人向けの健康器具が置かれているだけで、子供の楽しめる遊具や広場はありません。 球場が使われていないときは駐車場に車は停まっておらず、周辺に民家も無いことから、長年、第五地区の子供たちにとっては「市営球場の駐車場」が、子供たち同士で集まって野球やサッカーなどで遊べる唯一の場所でした。 子供たちの長時間のスマホ利用や体力不足が問題になっていますが、近所に自由に遊んだりカラダを動かせる場所があれば家でスマホやゲームを見ているしかありません。それも家庭によっては禁止でしょう。あれもダメこれもダメで子供たちから気力や元気を奪っているのは、私たち大人です。 市営球場が公共の場で、子供たちの遊んでいる場が駐車場であることは承知しています。しかし、第五地区においては現実問題として、子供たちが自由に集い遊ぶことのできる場所は、市営球場の駐車場くらいしか無いのです。 長野県で公園閉鎖のニュースもありましたが、もし近隣から苦情が入るのであれば、生徒に一方的に禁止と伝える前に、市に相談をしたり、生徒や当事者双方の話を聞く場は作れなかったでしょうか。 コロナ禍において制限ばかりこうむってきた子供たちが、小さな自由や喜びすら奪われてしまったようで、親として悲しい気持ちでおります。どうせ大人は自分たちの意見なんか聞かないと、子供たちにさらなる絶望と無力感を与えてしまったのではないかと悲痛な気持ちでおります。 第五地区は、沼津市のコミュニティスクール指定地区です。第五地区のホームページには「地域ぐるみで子どもたちの確かな学びや豊かな成長を支える」との文言が掲載されています。 (https://www.dai5komi.com/service.html) 地域の問題は、まさにコミュニティスクールの出番だと思えます。 市営球場は市の施設であることから、まずは市に状況を知っていただく必要があると思ひ、市民の声より相談と要望としてお送りいたします。 今回の件で1番問題に感じる点は、学校側が一方的に禁止と決定している点です。生徒や保護者に向けて説明や話し合いの場を設けたり、第五地区コミュニティスクールを活用し、地域ぐるみで考えることはできなかったでしょうか。 なぜ球場での遊びが禁止になったのか、どうしたら子供の遊び場を確保できるか、生徒とともに地域の人やPTAなどを交えてアイデア出しやルール作りをするなど、建設的な話し合いをすることは「人権教育」としても重要だと考えます。 生徒にとっても、地域の人達との交流・議論は、自立や主体性を促し、課題対応能力を身に付け、地域の良さやつながりを感じる機会としても大切なことです。 個人的な意見としては、市営球場の「中」で遊べる日は設けられないのか、球場未使用時の一般開放を市として検討いただく余地は無いのか知りたく思っております。 なお、近隣には「サンウェルぬまつ」がありますが、コロナで学生利用が禁止されたまま3年が経ちます。大人や高齢者、乳幼児は集って利用できるのに、なぜまだ小中高生だけ禁止なのか疑問に思っております。せめて第8派が収束したタイミングで小中高生が利用できるような見直しをご検討いただきたいと思います。 ちなみに、サンウェルでは今年の春から、子ども食堂(居場所作り)の活動が行われていることを最近知りました。先日、活動場所を訪ねましたが、大ホールを借りているので雨の日でも室内で運動できるとのこと。お菓子や飲み物、ボードゲーム等の用意もあり、夜には高校生も集まるとのことでした。 もし、市営球場駐車場での遊びは禁止でくつがえらなければ、代替策としてこういった居場所の活用を促す・周知するのも1つの方法かと思ひます。 最後になりますが、第五地区では朝のあいさつ運動・旗当番を、地域の方たちが担ってくださっています。子供たちの安全と成長を保護者に代わって見守っていただき感謝しております。沼津市で取り組まれている10月から半年間の給食費無償化も大変ありがたく思っております。 学校や行政において、できることできないことがあるのは重々承知しておりますが、子供たちの置かれた現状を少しでも知っていただきたく、市民の声として送らせていただきます。</p>	<p>日頃より本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。 また、貴重なご意見をいただき、改めてお礼申し上げます。 いただいたご意見について第五中学校に確認したところ、市営球場の駐車場において、夕刻に生徒が集団で遊んでいたことに対して、外部から苦情が寄せられたことから、その翌日に担任を通じて駐車場で遊ばないように指導したとのことでした。 車の出入りが多い駐車場で遊ぶことは、駐車場の利用者にも迷惑をかける上、そこで遊ぶ生徒も危険なため禁止されているとの趣旨でしたが、第五校区ではご指摘のとおり、生徒が放課後に外で遊んだり、自由に使うことができる居場所が限られていることも事実であると考えております。 一方で、第五中学校区は、コミュニティ・スクールを他校区に先駆けて令和2年度に導入した2校区のうちの1つであります。 コミュニティ・スクールは、地域の子供をいかに地域が見守り育てるかを学校、保護者及び地域が議論した上で、保護者や地域の意見を踏まえた学校運営に取り組んでいくものです。 教育委員会といたしましては、この趣旨に基づき、子どもの居場所づくりの観点から、いただいたご意見についても学校運営協議会における課題として捉えていただくよう、第五中学校区学校運営協議会及び地域学校協働本部に働きかけてまいります。</p> <p>なお、サンウェルぬまつ3階の共用ミーティングコーナーにつきましては、学生のみならず全面利用禁止としておりましたが、令和5年1月から、段階的に開放しております。コロナ禍において、皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、利用方法やルールを検討しながら進めているところです。</p>	<p>学校教育課 社会福祉課</p>